

但シ總會ノ重大問題ハ一般記名投票ニテ決ス

第三章 組合員ノ權限及義務

第五條 組合員ハ第四條及組合ノ凡テノ問題ニ對スル審議權及選舉權ヲ有ス

第六條 組合員ハ組合費一ヶ月金貳拾員幣ノ義務アルモノトス

第四章 會計及會報

第七條 組合費ハ各分區委員徵集シ毎月五日迄ニ中央會計部ニ納附スルモノトス中央大

會計部ハ毎月十日迄ニ整理シ中央委員會ノ査監ヲ經テ之ヲ會報ニテ報告スルモノト

ス

第八條 會報ハ毎月一回會務ヲ報告ス

大正十年十一月

宣 言

吾人は何者も所有しない無産労働者として、生れながらに油とゴミの中に生活の苦しみを實感して居るものである。

吾人の此の黒手は生産者として尊き社會の總ての富を創造して居る。

見よ!!! 吾人の生活に必要な、光も、熱も、隣人の衣も、住家も、皆な血と汗と涙の結晶であることを!!!

然るに吾人は、社會人として得る何物もないのだ、吾人の黒手に依つて生産した富

は資本家の豊饒する處となつて吾人は常に其生活を脅されて居る。

友は瘦せ衰へ、慈父は老の身に槌を振り、吾が娘は青春の美しさを暗き工場にアイ

ク、嗚呼なんたる惨ぞ。友よ、如何にしてか此の苦の範疇より脱せん。

吾人生産者は飽くまでも、文明的社會の人體面を保つべき生存の權利あることを主張せざるを得ない。

夫れ吾人の熱力は何をか求めんや。

『萬國の労働者よ、團結せよ』是れ即ち吾人の偉力である。

諸君よ、全力を擧げて諸君の後援と監視の下に、中央委員會の抵抗と其の運用とに

意義あらしめよ。

大正十年十一月

芝浦労働組合

綱 領

一、人類共存の大義を尊重す。

大正十年十一月

芝浦労働組合

決 議

一、吾人労働者の利害と面目とは中央委員會の抵抗と運用とに依つて保たれん事を期す。

大正十年十一月

芝浦労働組合

入 會 申 入 書

労働者當然の義務をして入會致し度此の般申込候也

大正 年 月 日

住 所

姓 名

芝浦労働組合御中